

## 確定申告の相談、申告書の受け付け及び納税期限

## ■所得税

2月16日(水)から3月15日(火)までです。還付申告は、1月4日(火)から提出することができます。

## ■贈与税

2月1日(火)から3月15日(火)までです。

## ■個人事業者の消費税及び地方消費税

1月4日(火)から3月31日(木)までです。

※口座振替をご利用の場合の振替日は、所得税が4月22日(金)、消費税及び地方消費税が年4月27日(水)です。

※提出期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、申告はお早めにお問い合わせください。

国税庁ホームページでは、確定申告に必要な各種情報などを提供しています。

## ■確定申告書等作成コーナー

入力した申告書データ(贈与税は除く)に電子証明書を添付して、そのまま送信(提出)することができます。e-Tax(インターネット)があります。利用するには、手続きが必要です。詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

「確定申告書等作成コーナー」で

入力し、プリントアウトした確定申告書などは、そのまま税務署に提出することもできます。

※国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税務に関する主な行政手続についての申請・届出書様式を提供しています。

## 申告書の提出方法

郵便または信書便による送付をお願いします。なお、申告書の「控」に税務署受付印の押印を希望する方は、「控」と宛先を記入した返信用封筒(切手を貼付)を同封してください。

## 注意事項

税務署から申告書の提出後に、納付書や納税のお知らせは送付されません。申告により納付すべき税金は、納付期限(申告期限)までに納付書により、税務署窓口もしくは最寄りの金融機関の窓口で納税をお願いします(口座振替を除く)。「納付書」は、税務署及び金融機関に用意してあります。

## 確定申告の相談会を実施

確定申告書の書き方などについて、次のとおり相談会を開催します。お越しの際は、次のものをご持参ください。

○平成22年分の収入金額・必要経

費・所得金額のわかるもの

○源泉徴収票

○国民健康保険の領収書

○国民年金保険料及び国民年金基金の掛金の支払いをしたことが分かる書類

○生命保険料・地震保険料などの各種控除の支払いをしたことが分かる書類

○申告書が税務署から送付された方はその申告書

○平成21年分の申告書・収支内訳書等の「控」

○印鑑(認印)

○計算器具

○筆記用具

※還付申告の方は還付金の振込先金融機関名、預貯金種別、ご本人の口座番号が分かるものをご持参ください。

## ■確定申告書作成相談会

日時 平成23年2月2日(水)

10時～12時、13時～16時

場所 都留市役所

内容 申告書作成のためのアドバイスと申告書の受け付けを行います。

## ■税理士会が行う無料申告相談

日時 平成23年2月16日(水)

10時～12時、13時～15時

場所 都留市役所

内容 小規模納税者の方の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告が対

象です(土地、建物及び株式などの譲渡所得のある方や所得金額が高額な方または収入金額が多額な方、相談内容が複雑な方は、ご遠慮ください)。

## 「確定申告書等作成コーナー」から e-Tax へ簡単申告 !!

さらに便利で使いやすく!  
ネットでどこでも申告・納税。

**e-Tax**

国税電子申告納税システム

① 国税庁ホームページから電子申告

② 最高5,000円の税額控除  
(平成19年分から21年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません)

③ 添付書類を提出省略

④ 還付金がスピーディー

⑤ 24時間いつでも利用可能

「確定申告書等作成コーナー」は、国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) から